入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年３月19日

支出負担行為担当官

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

河野　純伴

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達件名及び数量

労働保険適用徴収システムに係る機能改修（年度更新申告書の受付入力の改善等）業務一式

⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　令和２年（2020年）５月25日（予定）から令和３年（2021年）１月29日まで

⑸　履行場所　支出負担行為担当官の指定する場所

⑹　入札方法　落札者の決定は最低価格落札方式により行うものである。

①　入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち営業品目が「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑷　厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。

⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑺　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア厚生年金保険　イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）ウ船員保険　エ国民年金　オ労働者災害補償保険　カ雇用保険

⑻　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　競争執行の場所及び日時等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館15階　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課総務係　高杉　剛史　電話03―5253―1111　内線5153

⑵　入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒177―0044 東京都練馬区上石神井４―８―４厚生労働省上石神井庁舎１階　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室業務第一係　中屋敷　聡　電話03―3920―3311　内線404

⑶　入札説明会の日時及び場所

日時　令和２年（2020年）４月３日14時00分

場所　厚生労働省上石神井庁舎２階共用会議室

⑷　競争参加資格確認関係書類の受領期限及び受領場所

期限　令和２年（2020年）５月12日12時00分

場所　3⑴記載の場所

⑸　入札書の受領期限及び受領場所

期限　令和２年（2020年）５月25日12時00分

場所　3⑴記載の場所

⑹　開札の日時及び場所

日時　令和２年（2020年）５月25日14時00分

場所　中央合同庁舎第５号館　厚生労働省入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨を記した誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　上記２に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。また、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予算価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Sumitomo Kawano, Director, Labour Insurance Contributions Levy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of products to be required : Program modification of the Labour Insurance Application and Contributions Levy system 1 set.

⑷　Contract period : From 25 May 2020 (tentative) through 29 January 2021

⑸　Contract place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　Have Grade “A”, “B”, or “C” in the public tender qualification category of “Information processing” or “Software development” among “Offer of services, etc” by the Ministry of Health, Labour and Welfare (The common qualification for all ministries and agencies) in the fiscal years of 2019, 2020 and 2021.

④　Do not be a period receiving a nomination stop from Ministry of Health, Labour and Welfare.

⑤　Prove to have no false statement in tendering documents.

⑥　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.

⑦　There not being nonpayment about the premium for most recent two years in a deadline for bid book presentation of this bid about the person whom a system to advocate next is applied to.

a welfare annuity insurance　b health insurance　c seamen’s insurance　d national pension　e worker’s compensation insurance　f unemployment insurance

⑧　Meet the qualification requirements which The Obligating Officer Director may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.